

# 下請代金支払遅延等防止法の概要

- 下請代金支払遅延等防止法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益を保護を図るため、親業者に4つの義務と11の禁止行為を規定した法律。
- 同法に基づき立入検査等を実施し、下請事業者に対する支払遅延や買ったたきなど行為が行われていないか確認し、下請事業者の利益保護を図っている。

## 親事業者、下請事業者の定義

- 物品の製造・修理及び政令で定める情報成果物作成・役務提供の取引
 

親事業者		下請事業者
・ 資本金3億円超	→	資本金3億円以下（個人を含む）
・ 資本金1千万円超～3億円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）
- ※政令で定める情報成果物・・・プログラム  
政令で定める役務提供・・・運送、物品の倉庫における保管、情報処理
- 情報成果物作成・役務提供の取引（政令で定めるものを除く※）
 

親事業者		下請事業者
・ 資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下（個人を含む）
・ 資本金1千万円超～5千万円以下	→	資本金1千万円以下（個人を含む）

## 親事業者に課せられる4つの義務

- ア. 取引条件などを記入した注文書の交付
- イ. 下請取引に関する事項を記載した書類の作成と保存
- ウ. 下請代金の支払期日を定める
- エ. 支払遅延に係る遅延利息の支払

## 親事業者が行ってはならない11の禁止事項

- ア. 注文した物品等の受領拒否
- イ. 下請代金の支払遅延
- ウ. 発注後の下請代金の減額
- エ. 受け取った物品等の返品
- オ. 発注に際しての買ったたき
- カ. 物品等の購入・利用強制
- キ. 行政庁へ知らせたことを理由とした報復措置
- ク. 有償支給原材料等の対価の早期決済
- ケ. 割引困難な手形の交付
- コ. 不当な経済上の利益の提供要請
- サ. 不当な給付内容の変更・やり直し